

# 川口史林

川口市郷土史会誌

第90号

令和7年3月31日

目次

《巻頭言》 荒川放水路通水百周年	千葉乙郎	1
《寄稿》 大奥の権力者 姉小路	畑 尚子	2
《寄稿》 明治四十三年の大水害と荒川放水路の開削	保垣孝幸	10
《寄稿》 芝にあった幻の名住宅「紫烟荘」	萩原 剛	20
《寄稿》 煉瓦研究ネットワーク 関東見学会参加記	羽豆一朗	30
《寄稿》 「察る」近代遺構 川口市内の煉瓦	加藤信明	36
日光御成道と鎌倉街道―奥の大道と千住道を繋ぐ―	櫻井國敏	45
川口の歴史あれこれ(二)	伊澤隆男	55
昭和百年、川口市芝地区の歴史物語 その一	碓 康雄	65
芝地区の起りと発展	金井英一	75
与八という存在―『大音薩峠』に見る小谷三志の「不二道孝心講」	青山 篤	91
古文書を楽しまう「鳩谷三志翁勲善録」を読む	鳩ヶ谷古文書同好会	83
歴史散策 旧近衛文麿邸跡界隈を歩く	青山 篤	91
令和六年度会務日誌 (事業報告)		97
トピックス		98
ホームページ案内・バックナンバー		99
原稿募集		100
新会員募集・役員名簿		101
会則		102
編集後記		104
令和七年度事業計画(案)		

## 芝地区の起りと発展

碓 康雄

### 1 芝村の起源

川口の地名は、旧入間川（現在の荒川）の河口にあったことに由来している。今から約6000年前の縄文時代前期には、現在よりもはるかに海面が高く、縄文海進と言われる時代があった。芝地区北部は大宮台地の一部で、小谷場では貝塚が発掘されている。発掘される貝は、汽水性のヤマトシジミやカキよりも鹹水性（かんすいせい）のハマグリやアサリが多く、このことから当時このあたりが海岸線であったことがうかがわれる。

弥生時代後半に入ると低地にも遺跡がみられるようになる。この時代、沖積低地の自然堤防（※）の上に住み、周囲の後背湿地で稲作をするようになった。古墳時代になると低地への進出が進み、自然堤防上の遺跡が増加する。芝地区を含む低地帯にムラが形成されていたと考えられている。

※自然堤防とは、河川が氾濫するたびに泥が積み上げられ、堤防のように0・5〜2m程度高くなった地形をいう。

弥生時代が終わるころ大和王権の勢力が関東にも広がって

いた。市内にあった高稲荷古墳（開発により逸失）が前方後円墳であったことから推測できる。

六世紀に大和朝廷が支配を全国に拡大していくなかで、土着の有力豪族を国造（くにのみやつこ）に任命し支配の権限を与えた。川口を含む現在の県南地方には无邪志（むさし）国造が任命され、治めたと考えられている。

### 2 奈良時代―古代

大化の改新（大化元年、645）によって律令制が確立すると、朝廷から派遣された国司が地方統治を行うようになった。武蔵国は、おおむね埼玉県から東京までとされるが、国府は現在の府中市に置かれていた。天平十五年（743）墾田永世私財法によって、班田収授の制度が乱れてくると埼玉県内でも多くの荘園が生まれた。大里郷といわれる荘園が、現在の川口市のうち芝、青木、横曽根、中央、鳩ヶ谷及び、さいたま市浦和区、戸田市、蕨市に広がる荘園であった。

### 3 鎌倉・室町時代―中世

やがて荘園を支配者がその勢力を維持拡大するために武装するようになった。彼らは血縁をとおして結束を固め、武蔵国では坂東八平氏、武蔵七党といわれる武士団を形成した。こうした武士団は、鎌倉幕府の成立の力となった。川口周辺

は、鎌倉幕府が地頭を任命して管理する「関東御料」とされ、幕府財政を支えたが、中期以降、北条氏が勢力を広げるとともに北条氏の勢力下にはいるようになった。

やがて室町幕府が成立すると、関東地方を統治するために鎌倉府が置かれた（正平四年、1349）。その長官として足利基氏を鎌倉公方に任命し、その補佐役として関東管領を置いた。関東管領は、後年、上杉氏が世襲することになる。

室町幕府が衰退してくると、鎌倉公方と関東管領が対立し、関東の武士団を巻き込んで争ったが、この時代、川口市周辺は足利氏の勢力下にあった。やがて小田原に本拠を持つ戦国大名北条氏が台頭し、関東一円を支配下においた。北条氏は、豊臣秀吉との戦いの準備のために城整備や戦国要員として動員できる農民の調査をしている。天正十五年（1587）に芝郷の農民に岩付城（小田原城の支城）の修復を命じたとの記録が残っている。「芝郷」とは、中世、現芝地区を中心に現蔵市、さいたま市南部を含む地域を表すもので、羽尽神社に伝わる銅鏡（秋草双雀鏡）には建武二年（1335）に「足立郡芝早」の文字がみられる。また、「寒松稿」には慶長五年（1600）に「芝早ノ野寺」（長徳寺）の火災について記述がある。こうしたことから、このあたり一円が芝郷とよばれていたと考えられている。

このころの芝郷は、私たちが今イメージするような広々と

した田圃風景はなく、「おそらく、低地には荒廃した水田や未開発の湿原が多く残されていた」（戦国時代の川口 武蔵国東部の戦乱のはざままで）と考えられている。

#### 4 江戸期の芝村―近世

##### ①江戸幕府による検地と石高

幕府は、年貢徴収の基礎となる土地台帳を数回にわたって編纂している。

江戸時代初期、正保年間（1644～1648）に編纂された『武蔵田園簿』（『正保田園簿』とも言われる）によれば、現在の川口市域には51カ村あり、石高は全体で約2万1000石であった。

芝村の石高を、その後編纂された『元禄

表1 芝地区の村むらの村高

村高 単位：石		武蔵田園簿 正保5年 (1648年)	元禄郷帳 元禄15年 (1702年)	天保郷帳 天保5年 (1834年)
浦和領	芝村	1982	2108	2348
	伊刈村	-	402	402
	小谷場村	304	304	304
木崎領	柳崎村	-	185	182
見沼領	八木崎村	290	139	139

出典：『川口市史 通史編 上巻』掲載 第13表から現在の芝地区にある村を抜粋。伊刈村は芝村、柳崎村は八木崎村から分村

郷帳『天保郷帳』の記載を合わせてみると表1のとおりである。芝村は1982石で大村であった。

なお、一石は150キロで、一俵の米は約60キロなので2・5俵となる。現在の価値に換算すると、計算の方法によって異なるが、米価から算出すると約5万円、賃金から算出すると約27万円とする試算がある。

### ②幕府直轄領と旗本領

現在の川口市は、幕府領、旗本領、寺社領に分かれていた。芝村では、全村1982石のうち幕府領は1046石（代官熊沢氏が支配）、旗本領は936石（旗本安西氏が知行）、寺社領は77石であった。旗本安西氏が徳川家に仕えたのは、二代弥右衛門安勝で200俵であった。三代目甚兵衛元真のときに1300石に加増され、寛永十六年（1639）、芝村、小谷場村、辻村（さいたま市）に移封された。これらの村を知行して明治維新を迎えている。

### ③寺社領

家康は、天正十八年（1590）に関東に移封されたとき、新しい領地内の勢力を支配下に組み込むために寺社に領地を与えた。この時の文書に朱印が使われたので、朱印地と呼ばれる。こうした寺社領は、将軍が代わるたびに新将軍から朱

印状の発給を受け、継承されたもので、年貢を免除されていた。

### ④村の自治を重視した支配体制

幕府領には代官、勘定所が置かれたが、村の百姓を直接支配するのはなく、村をおして、年貢の納入、宗門改め、法令の通達、治安の維持などを行う自治制が基本であった。

村政を担うのは、名主

（なぬし）、組頭、百姓代の村方三役であった。名主は、村の責任者で年貢納入をはじめ村政全体をつかさどった。組頭は、名主の補佐役で、芝村では「年寄」と呼ばれていた。読み書き計算が上手な数人が選ばれ、年貢の小割・納入、帳面の作成管理などの実務を担った。ひとつの村であっても幕府領、旗本領、寺社領など複数の領主に支配されている場合、こうした役職は領主ごとに任命された。

表2 芝地区の御朱印地

	天正19年	武蔵田園簿	寛永元年・慶安元年
長徳寺領	40石	40石	-
羽尽大明神領	10石	15石	-
鶴ヶ丸八幡宮領	-	15石	15石
慈星院領	-	7石	7石
氷室社	5石	-	-
円通寺観音堂	-	-	20石

出典：川口市史『通史編 上巻』に掲載の表から作成

農地を持ち納税義務を負う村民を本百姓という。本百姓は、5人程度を一組とする五人組に編成され、年貢納入や治安維持にも連帯して責任を負った。享保年間（1716〜36）以降、こうした一般村民の発言権が強くなると、名主による村運営への監視役として百姓代が置かれるようになった。

### ⑤年貢の賦課方法と年貢率

年貢は村に対して賦課されるもので、個々の百姓にかけるものではなく、(村請制)。幕府代官・領主から一方的に賦課されるものではなく、領主側の力が強いものの、双方が合意のうえで決められたと考えられている。そのうえで村が各家に割り当てた。これを「小割」という。

年貢を決めるには検見法と定免法の二種類があった。

表3 芝地区の年貢割付 享保11年（安西氏知行分）

	村高	知行分の高	割付		
			田方	畑方	年貢率
芝村	2,348石	966石	339石	22貫	36.7%
辻村（浦和）	683石	59石	18石	3貫	32.7%
小谷場村	304石	5石	2石	-	53.3%

出典：『川口市史 近世資料編Ⅰ』415頁掲載の表から作成  
芝村は「本石」と「見出シ」の合計。銭一貫は0.68石として計算

検見法は、毎年収穫状況を検査して年貢の量を決めるもので、定免法は、過去数年間の収穫量の平均値をもとに5〜10年間の年貢量を決めるものであった。

年貢は、原則として米納だが、屋敷地・畑地については貨幣で払う場合も多かった。

表3は、旗本安西氏が知行していた芝村・小谷場村、辻村（現さいたま市）に享保十一年（1726）に課された年貢である。年貢率は、芝村、辻村で35%程度となっている。

（小谷場村は50%を超えているがその理由は不明。大部分が幕府領だったため影響がなかったであろうか。）

幕府領では、同じ享保十一年、代官伊奈氏が支配している村々に課した年貢率は34・82%とする研究がある。内訳は、米納が120万4965石（27・96%）と取金10万7182両であった。

### ⑥芝村の風景

天保年間の芝村の絵図（図1）をみると、芝村は、現芝地区の南部大半を占めていたことがわかる。村は、幕府領と旗本領、寺社領が入り組んでいる。用水と悪水が縦横に流れている。用水とは水田などの水を引く水路であり、悪水とは水田から水を落とす排水路である。

自然堤防の上に集落が発達している。また、鶴ヶ丸神社（八

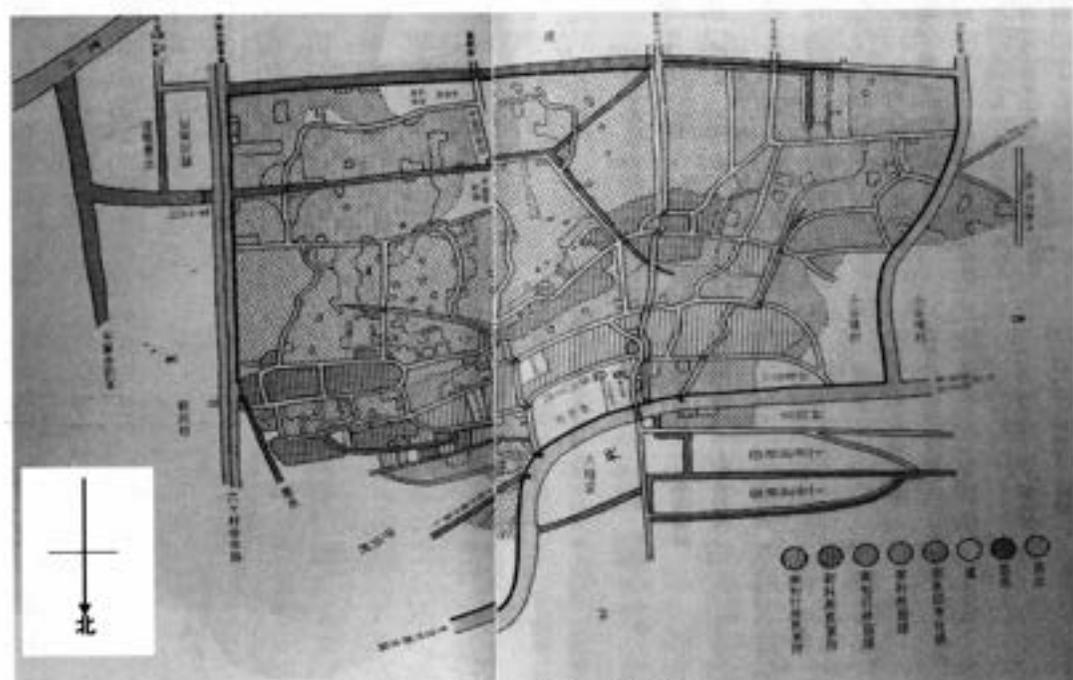


図1 芝村図 天保14年 出典：『川口市史 近世資料編Ⅰ』576頁  
江戸城を上を描いているので、南が上となっている。

表4 芝村の村勢 宝暦13年(1763)

	幕府領	代官川田玄業	知行所	旗本安西彦五郎	計
家数(軒)	114	このうち山伏1	118	このうち水飲み4	232
総人数(人)	622		553		1175
百姓	556	男290、女266	476	男241、女235	1032
出家			2		2
山伏	2				2
道心	5		6		11
座頭			2		2
他所へ奉公	45	男31、女14	67	男38、女29	112
他所から召抱え	14	男8、女6			14
馬(疋)	29		24		53

出典：『川口市史 近世資料編Ⅰ』所収『芝村鑑明書上書』から作成

この書上書には、村の概要が記載さ

なっている(表4)。14件、馬29疋と6、その他として道心など、家数は1府領には622人(男290、女266)に芝村から代官所、旗本知行所に提出された『村鑑明細書上帳』によると、幕府領には622人

江戸時代でも自然堤防にできた集落が芝村の中心であったことがわかる。芝村の人口は、宝暦十三年(1763)

幕からすようになったが、住居は一段高い自然堤防上にあつたと考えられる。

幡宮)、長徳寺、羽尽大明神、大行院、慈星院などの寺社も自然堤防上にある。弥生時代に稲作が始まり、人々は平地



て返済された。寛保二年（1742）の際の貸し付けの際には利子3割で5年で返済するとされた。

### ⑧ 鷹場の維持のための夫役

夫役（ぶやく）とは、年貢以外に、課された税である。家康が鷹狩を好んだことから、徳川幕府は將軍が鷹狩りをする地域を鷹場（御留場）として指定し、鳥を脅したり捕集することを禁止し、監視のために鳥見という役人を置いた。享保十年（1725）には、芝地区を含む川口市域の西半分は鷹場とされた。「長徳寺山寺にも、澤山の鶴や鴻の鳥が居て、随分田畑を荒らしたが、一指も触ることがでなかった」（『芝村誌』）と言われている。

鷹場に指定された村は、鷹匠や鳥見が来村した際の宿泊や將軍が鷹狩をする際の勢子・人足の提供などの義務を負った。寛政十年（1798）に芝村が一年間に徴発された人足は70人、馬2匹とされている。このように鷹場に指定された村は、代官所や領主の支配とは別に様々な負担を強いられた。

### ⑨ けらの納入

鷹狩に使用する鷹にはえさとして小鳥が供された。鷹場の村は小鳥を飼育するためのえさとして使われるけら（図2）の納入を求められた（江戸城内でペットとして飼われていた



図2 螻蛄(けら)

出典：『和漢三才図会』

第53巻 蟲部(部分)  
国書データベース

小鳥のえさという説もある)。例として天明5年に触次（ふれつぎ）から各村の名主に出された指示書を示す（図3）。納入すべき日時、場所、量、品質などを細かく指定されている。触次とは、幕府の役人である鳥見の下で動く役職であり、名主クラスの百姓が任じられた。

けら差出し村及びけら数並び日割書上

十月十九日納

一 五百三拾疋

七百疋

（ 文蔵村  
芝村

同月廿日納

一 千貳百三拾疋

芝村

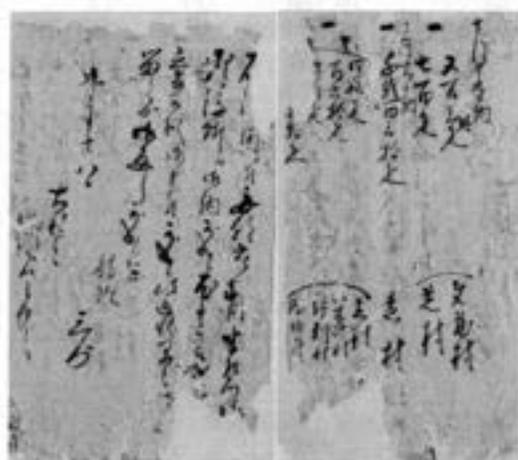


図3 文書「文書原典」を求め、納入の納付書(右に引用した)のけらの出典(川口市教育委員会提供)

四拾疋  
百六拾疋  
〇拾匹  
五百三拾疋

芝村  
八木崎村  
伊刈村  
塚越村

〇は虫損部分

右御用付毎朝六ツ半時半左衛門様御役所江御納可被成候、尤其節拙者〇〇立寄候様御申付可被成候、此廻状早々〇〇留り方御返し可被成候、以上

九月廿八日

触次

三左衛門

右村々

御名主中

⑩よもぎ・はこべの納入

芝村の御用留には、よもぎ・はこべの納入を求める文書も多い。よもぎは、江戸城内で蚊遣りために使われた。日時、数量、品質などを指定して納めるよう求めている。寛政十二年(1800)の御用留には、次のような記述がみられる。

覚(よもぎ・はこべ御本丸御用に付)

覚

一よもぎ 三抱

但式尺繩メ丈ケ長キ之計を揃くきいたミ不申様根付

一はこべ 八抱

但式尺繩メ花実無之丸葉計を揃くきいたミ不申様根付

右は御本丸御用二付当四月十一日方同間四月十日迄日数三十日之間毎朝六ツ時左之日割之通日限刻限共無間違拙者方江可被遣候夫より上納仕候、尤承知之上村下江請印被成早々御願達之上留り村方早々拙者方へ御戻し可被成候、以上

右日割左之通

間四月八日納塚越村納也

一聞四月九日十日納

芝村

大塚上町

申四月九日

触次 三右衛門



図4 よもぎ・はこべの納入を求める文書  
 (右に引用した「書上」の原典)  
 出典：須賀家文書  
 (川口市教育委員会提供)

⑩助郷制度  
 この時代、主要街道の参勤交代や幕府役人等の往来のために、宿場には人足や馬の常備が求められた。中山道蔵宿でも人足50人、馬50疋の常備が求められていた。しかし、往来が多く常備の人馬だけでは不足したときに、それを補うために、助郷制度は、元禄七年(1694)に本格導入された。

芝村も蔵宿の助郷を割り当てられていた村のひとつだった(表6)。差し出す人馬は、助郷勤高(つとめだか)100石につき人足2人、馬2疋と定められていた。芝村の助郷勤高は201石であった。幕府公用の往来は農繁期に多かったことや、助郷役として出された人馬に対して報酬も支払われたが、相場の半額程度より低かったことから、助郷村の負担も過大なものになった。

表6 蔵宿の定助郷

現在の行政区	村名
蔵市	塚越村
川口市	横曾根村、下青木村、上青木村、前川村、新曾、惣右衛門新田、下笹目村、美女木村、塚原村、小谷場村、芝村、根岸村、八木崎(柳崎)村、伊刈村
戸田市	上戸田村、下戸田村
さいたま市	内谷村、曲本村

出典：『新修 蔵市史 通史編』361頁  
 定助郷とは、宿場に常備した人馬が不足した際に、その補充を常時義務づけられた近隣の郷村。※太字は現川口市内の村。

⑪生産性の向上と肥料の使用  
 江戸時代は、農業生産性は急速に発展した。前述した見沼



図5(右)施肥のようす、(左)下掃除  
 出典：右『川口市史 通史編上巻』12頁  
 左『世渡風俗圖會 4』より

代用水の開削によって、新たに開発された新田は、用水全域で1172町歩(約1160ヘクタール)に及ぶ。肥料の使用も普及した。草肥が中心であった肥料は、十七世紀に入り厩肥(きゅうひ)家畜の糞尿にわらや落葉を混ぜて肥料にしたもの(元禄十年)にも、「糞養をよく用い地力を助けて常に盛んにせずば、いかなぞ秋の収め思うようならんや」と肥料の重要性が書かれてい

る。

人糞も肥料として使われた。江戸市中から糞尿を汲み取る下掃除人が家主と汲み取り契約を結んだ。下掃除人から家主に支払われる代金は、住民62人の長屋で八両四分とある。下掃除人が集めた下肥は、

間屋に買い取られ、芝川、見沼代用水を遡って農地へと還元された。下肥は、田一反あたり20荷(一荷二斗六升入りの肥桶二本)必要とされた。

舟運をとおして江戸との結びつきが強まった結果、野菜は販売用としての性格を強めていった。安西知行所で名主を務めていた須賀家の「畑作夏作覚帳」によれば、寛政三年(1791)、芝村では、芋、かり豆、大豆、大角豆、小豆、粟、茄子、たばこ、木綿が栽培されていた。また、須賀家の「麦種借し覚帳」によれば、寛保二年(1742)にはすでに、たばこ、茄子、木綿、大豆などの商品作物が二毛作で行われていた。江戸という大きな経済圏のなかで生産活動が行われていたことがわかる。

今は残っていないが、芝地区で盛んだった織物もまた、川口市の伝統産業である鋳物や植木と並んで、こうした江戸とのつながりのなかで発達した。

(筆者住所 川口市芝二丁目)